

～卒業見込み証明書の提出について～

昼間学生が卒業する前から、卒業後の就職先にて働く場合に『卒業見込み証明書』の提出が必要となる場合があります。卒業見込み証明書が必要となるのは、以下の2つの条件を充たす場合です。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 31日以上雇用見込みがあること。

これらの条件を満たす場合は、学生であっても雇用保険の加入の手続きが必要です。本来、昼間学生は「学業に専念することを生活の本義」とされ、雇用保険法上の労働者とは認められず、雇用保険加入義務はありません。ただし、「卒業見込みであり、かつ卒業後も引き続き当該事業所で雇用される予定である学生」は加入義務があるとされています。そのため、ハローワークにて手続きをする際に、学生の『卒業見込み証明書』の提出が必須となっています。

学生は雇用開始日より前(※)に卒業見込み証明書を発行し、事業主へ提出してください。

※ 卒業見込証明書発行時の注意点

卒業見込み証明書については原則、発行日以降の日付でないと、雇用保険の資格取得ができないこととなっている為、発行日の日付には特に注意が必要です。必ず、雇用開始日より前に、卒業見込み証明書を発行しておく必要があります。

昼間学生であっても、次に掲げる方は被保険者となります。

- ①卒業見込み証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。
- ②休学中の方（この場合、その事実を証明する文書が必要となります）
- ③事業主の命により又は、事業主の承認を受け（雇用関係を存続したまま）大学院等に在学する者。
- ④一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる方。（この場合、その事実を証明する文書が必要となります）